

契 約 書 (案)

- 1 案 件 名 外国雑誌（電子ジャーナル）の購入
- 2 納 入 場 所 三重県立看護大学附属図書館
（三重県津市夢が丘1丁目1番地1）
- 3 利 用 期 間 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで
- 4 契 約 金 額 金 円也（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 契 約 保 証 金
- 6 契 約 期 間 契約日から令和9年12月31日まで

上記、公立大学法人三重県立看護大学（以下「甲」という。）及び受注者「〇〇〇〇」（以下「乙」という。）は、この契約について、公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則（平成21年規程第41号。以下「規則」という。）及び次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

（甲）住 所 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 吉沢 豊子 印

（乙）住 所 （所在地）

（名称及び代表者名） 印

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書（その他付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつてはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は規則第27条に基づき、経理責任者が出納責任者に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(契約代金の支払)

第4条 乙は、契約代金の支払の請求にあたっては、令和9年1月から同年3月までの利用期間分と令和9年4月以降の利用期間分に分けて、次の請求金額により書面で請求しなければならない。

令和9年1月から同年3月までの利用期間分	請求金額	円
令和9年4月以降の利用期間分	請求金額	円

2 乙は、前項の契約代金の支払いを前金払で請求することができる。この場合にあつては、令和9年1月から同年3月までの利用期間分は令和9年1月末日までに、令和9年4月以降の利用期間分は令和9年4月末日までに請求するものとする。

3 甲は、前二項の規定による請求を受けたときは、公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程（平成21年規程第42号）第28条に基づき契約代金を支払わなければならない。

4 甲がその責に帰すべき理由により前項の支払期限までに契約代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第5条 乙は、その責めに帰すべき事由により、契約の履行遅滞があつたときは、遅滞日数に応じ、当該契約代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第6条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、第8条及び第9条に規定する契約解除をするか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(不当介入に対する措置)

第7条 乙は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として不当介入を拒否すること。

(2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

(3) 甲に報告すること。

(4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。

(4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。

(5) この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に契約の履行の提供を受けた部分があるときは、当該提供済みの履行部分に対応する契約代金相当額を乙に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）にあつては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 前条第1項の規定により契約が解除された場合

(2) 乙がこの契約の履行を拒否し、又は乙の契約の履行が不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他の不可抗力により契約の履行が不能となったとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により、契約の履行が不能となったとき。

2 第8条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第10条 第8条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第8条の2第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

ただし、その債務の不履行が契約その他債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(債権債務の相殺)

第11条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、契約代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(紛争の解決)

第12条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(消費税率の変動等)

第14条 甲及び乙は、本契約の有効期間中に契約代金に係る消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合、又は新たにこれらに類する租税が課されるに至った場合には、変更後の税率又は課税制度を適用するものとする。

2 前項の場合において、契約代金のうち消費税及び地方消費税相当額について増減が生じたときは、甲は法令に従い当該増減額を支払うものとする。

(責任)

第15条 本件電子ジャーナル及びその利用に対する保証及び責任は、すべて各ライセンス契約に定められるものとする。

2 乙は、その故意又は重大な過失に起因する場合を除き、本件電子ジャーナルの利用又は利用不能から生ずる損害（逸失利益、事業の中断、及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害を含むが、これらに限定されない。）に関し、一切責任を負わないものとする。

（補則）

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。